平成２１年（フ）第５５号
宮城県気仙沼市南郷10番地８
債務者　後藤チヨエ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２０年（フ）第８１８号
茨城県笠間市笠間984番地
債務者　金澤正次郎
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第８１９号
茨城県笠間市笠間984番地
債務者　金澤　住子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第８２０号
茨城県笠間市笠間984番地
債務者　金澤真理子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５０９号
水戸市元石川町644番地
債務者　大場　令子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５１３号
水戸市袴塚１丁目７番３号　サンシャイン袴塚Ｃ棟１Ｆ16号
債務者　ヤス・シーラ・クルーズ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５１６号
茨城県那珂市北酒出47番地３
債務者　郡司みどり
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２１号
水戸市千波町2539番地の６
債務者　水楢　正則
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２１３号
茨城県つくば市吾妻３丁目１番地１　ダイアパレスつくば学園都市718号
債務者　土金　誠治
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３３号
茨城県下妻市田下564番地２　前沢住宅１号、破産申立時の住所茨城県つくば市上郷3740番地３
債務者　安田　英樹
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３８号
茨城県土浦市藤沢3342番地３
債務者　栗原　律子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３号
群馬県桐生市新里町大久保299番地
債務者　北爪　裕美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１０９号
千葉県木更津市木更津２丁目13番16号　コーポＴ＆M204号
債務者　石井　将裕
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第５６８号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地３―513
債務者　小野　洋一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
山梨県甲府市丸の内２丁目39番19号
債務者　山中沙友里
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
山梨県笛吹市石和町山崎113番地２　サンハイツ標103号
債務者　鈴木　正子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
山梨県甲府市徳行２―２―30　パールハイツ徳行103、住民票上の住所山梨県甲府市山宮町3359番地77
債務者　石川　健次
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係